

## 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、平成 27 年 10 月から個人番号及び法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。申告書や法定調書などを税務署に提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載する必要があります。

- ① 法定調書の提出義務者（支払者等）は、平成 28 年 1 月 1 日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。
- 例) 給与所得の源泉徴収票の場合

平成 28 年 1 月以後の支払に係る源泉徴収票には、太枠で囲った部分のように、受給者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(注) 平成 28 年の中途において退職した受給者に係る給与所得の源泉徴収票（平成 28 年 1 月 1 日以後の給与等の支払に係る給与所得の源泉徴収票）についても受給者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

イメージ

平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票		給与		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収額	
支払を受ける者	住所又は居所 東京都千代田区 霞ヶ関 3-X-X	個人番号 234567890123	氏名 係長 コクセイ タロウ 国税 太郎	種別 給与	支払金額 6,250,611	給与所得控除後の金額 4,458,400	所得控除の額の合計額	源泉徴収額	源泉徴収額
控除対象配偶者	個人番号 456789012345	氏名 国税 花子	区分 配偶者	控除対象配偶者及び扶養親族の「個人番号」等を記載します。	個人番号 567890123456	氏名 国税 一郎	区分 扶養親族	個人番号 678901234567	氏名 国税 次郎
支払者	住所(居所)又は所在地 東京都中央区築地 5-X-X	個人番号又は法人番号 9876543210987	氏名 東京国税商事株式会社	支払者の「個人番号」又は「法人番号」を記載します。					

※ 平成 27 年 6 月末現在の様式イメージであり、今後変更となる場合があります。

- ※ 平成 28 年 1 月 1 日以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票は、現行の A6 サイズから A5 サイズに変更されます。

- ② 法定調書の提出義務者が金銭等の支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認として、「個人番号の確認」と「身元（実存）確認」を行う必要があります。

※ 国税分野における本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。

- ③ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の詳細やお問合せ

- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の最新情報やお問合せ

・ 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

(マイナンバー)

・ マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの期間は、平日 9 時 30 分～20 時（土日祝日は 17 時 30 分）まで（年末年始を除きます。）となります。平成 28 年 4 月以降は、平日 9 時 30 分～17 時 30 分（土日祝日・年末年始を除きます。）となります。

- 国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の [社会保障・税番号制度<マイナンバー>](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm) をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。